

就業規則等の改正（案）

就業規則等の主な改正事項

1. 人事制度の見直しに伴う改正

- (1) **卓越教授に関する改正** [特定有期雇用教職員の就業に関する規程、年俸制給与の適用に関する規則]
卓越教授規則の制定に伴い、卓越教授の称号を付与された教授の定年後の卓越教授としての就業及び給与についての規定を整備。
- (2) **高度専門職人材に関する規則の制定及び関連規則の改正**
[教職員退職手当規則、年俸制給与の適用に関する規則]
本学の研究力強化に資する高度な専門的知識・経験等を有する URA が安定的かつ継続的に活動できるよう高度専門職人材に係る雇用制度として、高度学術専門員及び高度学術専門職員に係る規定を整備。
- (3) **職域限定職員の就業に関する規程の制定**【平成30年4月1日施行】
[教職員就業規則、教職員法定外災害補償規程、年俸制給与の適用に関する規則、職域限定職員の就業に関する規程]
多様な雇用制度の一環として、就業の場所及び従事する業務を限定して雇用する常勤の職員の就業に関する規程を整備。

2. 給与制度の見直しに伴う改正

- (1) **役職手当の新設** [教職員給与規則、年俸制給与の適用に関する規則]
大学運営に係る職務の重要度・困難度に応じて当該職務のために置かれる職を占める教職員を処遇できるように新たに役職手当を規定
- (2) **扶養手当の見直し** [教職員給与規則]
平成29年4月1日より次のとおり段階的に実施。
 - (1) 配偶者に係る扶養手当額を10,000円に減額、子及び孫に係る扶養手当額を8,000円に増額【平成29年4月1日実施】
 - (2) 配偶者に係る扶養手当額を6,500円に減額、子及び孫に係る扶養手当額を10,000円に増額【平成30年4月1日実施】
 - (3) 一般職(一)8級(相当職含む)以上においては、子及び孫以外の扶養親族に係る手当は3,500円【平成31年4月1日実施】
 - (4) 一般職(一)9・10級(相当職含む)においては、子及び孫の扶養親族に係る手当のみ支給【平成32年4月1日実施】
- (3) **再雇用特別手当の支給方法の見直し** [再雇用教職員の就業に関する規程、総長裁定]
再雇用特別手当の支給のあり方を見直し、再雇用期末手当の特別加算として支給する。

3. その他字句の修正等に伴う規程整備 [教職員就業規則、教職員退職手当規則、教職員倫理規程]

- (1) 年金一元化に伴うもの
- (2) 独立行政法人の統廃合に伴うもの
- (3) 証券取引法が金融証券取引法に移行したことに伴うもの等